

公益社団法人 岡山県社会福祉士会 賛助会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岡山県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第7条第2号の規定に基づき、本会の賛助会員(以下、「賛助会員」という。)の入会の可否及び入会に必要な事項を定めるものとする。

(入会の可否)

第2条 賛助会員の入会は、次の各号を満たすことにより、理事会において承認され、会長が本人に通知するものとする。

- (1) 本会の目的、事業に賛同する者
- (2) 個人で賛助会員として入会を希望する場合は、社会福祉士資格を有さない者。なお、賛助会員として入会后、社会福祉士資格を取得した場合は、賛助会員を退会しなければならない。
- (3) 理事会において賛助会員として適切であると承認した者
- (4) その他、会長が特に認める者

(賛助会費)

第3条 賛助会費は、団体にあつては1口年額10,000円、個人にあつては1口年額5,000円とし、それぞれ1口以上とする。

2 賛助会員が既に納入した賛助会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

3 賛助会員の有効期間は、入会した日より、その当該年度の末日までとする。

(入会手続き)

第4条 賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会事務局へ提出しなければならない。

(特典)

第5条 賛助会員は、次の各号に掲げる特典を得ることができる。

- (1) 岡山県社会福祉士会会報の毎月送付
- (2) 会報誌への特別価格による広告掲載およびチラシ封入
- (3) 希望により、本会会員専用メーリングリストへの登録
- (4) メーリングリストの登録による求人情報およびイベント情報等の発信
- (5) 職場内研修等への専門性を備えた講師の優先的派遣
- (6) 本会会員交流会・懇親会への参加

(委任)

第6条 この規程の適用に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、総会の承認を得なければならない。

2 ただし、前項の規定にかかわらず、会費以外の運用に関する変更や改正については、理事会の承認を得て改正できるものとする。

附則

この規程は、2023年4月1日から施行する。